

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①のうち、平成21年5月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②のうち、平成21年6月1日から22年8月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、21年6月は24万円、同年7月は26万円、同年8月は24万円、同年9月から同年12月までは26万円、22年1月及び同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月から同年7月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②のうち、平成22年8月1日から同年9月1日までの期間については、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる21年6月に標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、22年8月の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年4月1日から同年6月1日まで
② 平成21年6月1日から22年12月31日まで

平成19年頃にA社に入社し、21年5月か同年6月頃に厚生年金保険に加入した。給与明細書では、同年5月分の給与から厚生年金保険料が控除

されているのに年金記録は同年6月からの加入となっているため、加入時期が適正かどうかを調べてほしい。

また、加入当初の標準報酬月額が15万円となっているが、それは給与明細書において確認できる支給額に比べて低すぎるので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成21年4月1日から22年12月31日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用について、厚生労働省では、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については厚生年金保険法を適用する、との見解を示していることから、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとなる。

このため、申立期間①及び②のうち、平成21年4月1日から22年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を適用し、同年8月1日から同年12月31日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立期間①のうち、平成21年5月1日から同年6月1日までの期間については、申立人が所持する給与支払明細書（以下「給与支払明細書」という。）から、申立人がA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、平成21年5月の標準報酬月額については、給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「被保険者資格取得届」という。）において、A社が平成21年6月1日を資格取得日として届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②のうち、平成21年6月1日から22年8月1日までの期間につ

いては、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給与支払明細書及びA社から提出された申立人に係る賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立人の標準報酬月額については、申立期間②のうち、平成21年6月は24万円、同年7月は26万円、同年8月は24万円、同年9月から同年12月までは26万円、22年1月及び同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月から同年7月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と前述の申立人に係る被保険者資格取得届に記載された標準報酬月額が一致しないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間②のうち、平成22年8月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法が適用される期間であり、オンライン記録によると、15万円と記録されている。しかし、給与支払明細書及び賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる21年6月（資格取得時）に、標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主から申立人へ支払われていたことが確認できる。

一方、被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定について、A社を管轄するB年金事務所では、「賃金台帳等から資格取得時に届出され、オンラインに記録されている標準報酬月額に誤りがあったと判断された場合には、資格取得時訂正を行うこととなる。その場合は資格取得後最初の月の賃金台帳等を確認し、当該月の報酬月額を判断の材料とする。」としている。

したがって、申立人のA社における平成22年8月に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

- 5 一方、申立期間①のうち、平成21年4月1日から同年5月1日までの期間については、被保険者資格取得届において、A社が同年6月1日を資格取得日として届けていることが確認できる上、給与支払明細書においても、当該期間の勤務は確認できるものの、申立人の給与から同年4月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、このほか、申立人の申立期間①の

うち、同年4月の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①のうち、平成21年4月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 6 申立期間②のうち、平成22年9月1日から同年12月31日までの期間については、オンライン記録において26万円と記録されているところ、給与支払明細書及び賃金台帳によると、当該期間の標準報酬月額決定又は改定の基礎となる同年4月から同年10月までの期間において、申立人は、それを超える報酬月額が事業主から支払われていないことが確認できることから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日及び17年12月27日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を15年12月26日は9万円、17年12月27日は8万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月26日
② 平成17年12月27日

A社に勤務していた申立期間①及び②において、平成15年12月と17年12月に受け取った賞与の分が年金記録に反映されていない。申立期間に賞与を受け取っているため、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（写し）により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月26日は9万円、17年12月27日は8万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日及び17年12月27日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を15年12月26日は8万9,000円、17年12月27日は8万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月26日
② 平成17年12月27日

A社に勤務していた申立期間①及び②において、平成15年12月と17年12月に受け取った賞与の分が年金記録に反映されていない。申立期間に賞与を受け取っているため、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（写し）により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月26日は8万9,000円、17年12月27日は8万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月26日

A社に勤務していた期間のうち平成15年12月に間違いなく賞与が支給されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、9万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月27日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を6万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月27日

A社に勤務していた期間のうち平成17年12月に間違いなく賞与が支給されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、6万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日及び17年12月27日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を15年12月26日は10万5,000円、17年12月27日は9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月26日
② 平成17年12月27日

A社に勤務していた期間のうち平成15年12月及び17年12月に間違いなく賞与が支給されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月26日は10万5,000円、17年12月27日は9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を9万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月26日

A社に勤務していた期間のうち平成15年12月に間違いなく賞与が支給されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、9万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月1日から同年7月1日まで

昭和48年6月1日からA社に勤務したが、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日は同年7月1日となっており、記録が欠落している。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の証言から、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日である昭和48年7月1日前後において資格を取得している女性の同僚5人の雇用保険被保険者記録を調査したところ、4人について同記録が確認でき、そのうち3人はA社における厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日が一致している。

さらに、A社における厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日が一致している同僚は、「A社に入社したときから、給与から厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和48年7月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため、申立期間当時の状況は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成19年7月から20年1月までは59万円、同年2月から同年9月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月1日から20年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は41万円となっている。しかし、給与は50万円から60万円であった。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳及び給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月から20年1月までは59万円、同年2月から同年9月までは50万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、事業主がオンライン記録どおりの届出を行ったことが確認でき、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 61 年 6 月まで

私は、昭和 50 年又は 51 年頃に、社会保険庁（当時）又は A 市役所の担当者とな乗る電話があり、この担当者から未納となっている 5 年間分の国民年金保険料を遡って納付できることを聞いたため、約 5 年間分の保険料について一括納付し、その後、継続して保険料を納付していた。申立期間について未納とされているのは納付できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年又は 51 年頃に、約 5 年間分の国民年金保険料について一括納付し、その後、継続して保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出日は 63 年 10 月 14 日となっており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、B 市の国民年金被保険者名簿において、同年 10 月 7 日に新規加入と記録されていることが確認できることから、申立人に係る国民年金の加入手続は、同日に行われたものと推認される。

また、国民年金加入手続を行ったと推認される時点（昭和 63 年 10 月 7 日）においては、申立期間は時効により納付できない期間である上、特例納付実施期間でもないことから、一括納付はできなかつたと考えられる。

さらに、申立人は申立期間のうち未納となっていた約 5 年間分の保険料として 25 万円前後の金額を一括納付したと主張しているが、申立人が一括納付したと主張する時期に利用できた特例納付実施期間は、昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月までの第 2 回特例納付実施期間であり、仮に、同期間に申立期

間の保険料を一括納付したとしても、納付すべき金額は、申立人の主張する金額と大きく相違している。

加えて、国民年金保険料の納付は申立人自身が行っていたとしているが、B市の国民年金被保険者名簿では、申立期間に係る申立人の国民年金保険料は未納と記録されていることが確認できる上、当該保険料納付等に関する記憶が明確ではなく、申立期間当時の保険料納付の状況等は不明である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年3月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月

申立期間の国民年金付加保険料が未納とされていることについて、日本年金機構から、私が付加保険料を納付した時点で既に納付期限を経過していたことから、後日還付案内を送付したが、還付請求書が返送された形跡が確認できず、還付請求を行う権利は2年を経過することにより、時効により消滅するといった旨の回答があった。

しかしながら、私は、上記還付案内を受け取っていない上、申立期間以外にも納付期限を過ぎて付加保険料を納付し、付加保険料の納付済期間とされている月もあることから、申立期間のみ未納とされることに納得できないので、申立期間の付加保険料を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する納付書・領収（納付受託）証書によると、申立人は、申立期間について付加保険料を含めた国民年金保険料を平成15年5月12日に納付したことが確認できる。

しかしながら、付加保険料は、制度上、納付期限を経過すると納付することができないことを踏まえると、申立期間の付加保険料は、過誤納金として扱われるべきものであるところ、オンライン記録によると、平成15年5月22日付けで過誤納金として還付決議が行われていたことが確認できることから、当該還付記録自体に不自然な点は見当たらない。

また、オンライン記録によると、当該還付決議について、その後、取消処理されていることが確認できるが、当該還付決議が行われた時点で、社会保険事務所（当時）が管理していた申立人の住所地と申立期間当時の申立人の住所地は一致していることから、申立人に対して還付請求をすべき旨の通知

は送達されたものと考えられ、当該還付に係る事務処理の不備をうかがわせる事情も見当たらないことを踏まえると、申立人の還付請求権は、還付請求をすべき旨の通知を送達後、申立人からの還付請求がなされないまま、同通知が申立人に到達した日の翌日から起算して2年を経過したために時効消滅し還付決議が取り消されたものと考えても不自然さはいかたがえなない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間以外にも納付期限を過ぎて付加保険料を納付し、付加保険料の納付済期間とされている月もあると主張して、申立期間を納付済期間とするよう記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、当時、付加保険料が納付期限内に納付されていたか否かを踏まえて年金記録の訂正の可否を判断するものであり、申立期間以外の期間に係る付加保険料の収納手続の運用の可否を判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から48年2月まで

国民年金の加入手続は、夫が昭和40年4月頃に行い、申立期間の国民年金保険料は、夫が、平成元年にA町役場内にあるB銀行の窓口で遡って一括して納付した。申立期間の納付記録が無いのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫と結婚した昭和40年4月頃に夫が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出日は、48年3月22日となっており、また、申立人が所持している年金手帳、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び国民年金被保険者名簿によると、申立人は、同日に任意加入被保険者として資格取得していることが確認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人は、同時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、申立期間当時、申立人の夫は、厚生年金保険に加入していることから、申立人は、国民年金の任意加入対象者となり、制度上、任意加入者は遡って被保険者になることはできない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を、夫が、平成元年にA町役場内にあるB銀行の窓口で遡って一括して納付したと主張しているが、前述のとおり、申立期間は国民年金の未加入期間と考えられ、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から40年3月まで

昭和38年頃に当時居住していたアパートの大家さんに勧められて国民年金に加入した。その後、2か月に1回、アパートの大家さんの娘さんが国民年金保険料の集金に来ていた。申立期間について納付記録が無いのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年頃にアパートの大家さんに勧められて国民年金に加入したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出日は、40年12月21日となっており、また、申立人が所持する国民年金手帳の発行日と当該記号番号払出日が一致していることが確認でき、40年度分の保険料について、41年2月18日に1年分が検認されている上、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことを踏まえると、申立人は、同時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、当該記号番号払出日時点で、申立期間のうち一部の期間については、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、2か月に1回、当時居住していたアパートの大家さんの娘さんが国民年金保険料の集金に来ていたと主張しているが、当該アパートに係る登記事項証明書によると、当時のアパートの所有者は申立人が記憶する氏名ではない上、当該所有者に対して申立人が記憶する氏名を照会したところ、知らないと回答していることから、当該集金人を特定することができず、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 3 月頃から 35 年 3 月頃まで
私は、昭和 25 年 3 月頃から 35 年 3 月頃まで、A事業所に勤務したが、当該期間の年金記録が無く不思議に思うので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する申立人に係る勤務記録カード（人事記録）により、申立人が昭和 25 年 9 月 15 日から 35 年 4 月 20 日までの期間において、同事業所及びB事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、前述の勤務記録カードには、C組合の退職一時金に関する記載が給付年月日、給付番号及び給付金額と共に確認できる上、A事業所人事課は、同勤務記録カードの記載内容と、申立期間当時の同事業所における職員の加入年金制度の状況を踏まえて、申立人が同事業所に勤務していた期間において、厚生年金保険ではなくC組合に加入していたと回答している。

また、C組合連合会に照会したところ、同連合会の年金相談室担当者は、同連合会が保管する申立人に係る資料を確認の上、「申立人は、昭和 25 年から 35 年までの期間において、C組合員（勤務地はA事業所）であり、当該組合員期間については、退職一時金により清算済みである。」と述べている。

さらに、C組合加入期間については、制度上、厚生年金保険に重複して加入することはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで
高校を卒業し半年間ほど就職活動を行い、A社に採用された。昭和 42 年 10 月 1 日からA社に勤務し、B事業所に派遣されC業務に従事していた。しかし、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日は 44 年 4 月 1 日となっており、納得できない。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立人と同じC業務に従事していた同僚は、「申立人は昭和43年秋か冬頃に入社したと思う。B事業所で一緒に勤務していた。」と供述していることから、申立期間の一部について、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、「高校を卒業し半年間ほど就職活動を行い、A社に採用され、昭和42年10月1日からA社に勤務した。」と供述しているところ、戸籍謄本によると、申立人の生年月日は昭和24年*月*日であることが確認でき、申立人の供述を考え併せると、申立人は43年3月に高校を卒業し、その約半年後の同年10月からA社に勤務していることになる。

また、申立人のA社における雇用保険被保険者資格取得日は昭和45年6月1日と記録されており、A社の複数の同僚の資格取得日も同日と記録されているが、同日より前に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚は、「A社では失業保険は無かった。」と供述している上、公共職業安定所は申立人に係る同日前の被保険者記録は無いと回答していることから、申立人のA社における入社日を特定することができない。

さらに、申立人と同じ職種であった複数の同僚は、「私のA社における入

社日と厚生年金保険被保険者資格取得日は相違している。A社に入社したとき、私の雇用形態はアルバイト採用であったかもしれない。A社の試用期間は6か月程度あったと思う。」旨供述している上、申立人が同じ職種の後輩として氏名を挙げた同僚について、申立人の上司は、「当該同僚は高校卒業後、当初アルバイトとして入社したが、しばらくしてから私が正社員に登用した。」と供述している。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A社の事業主は死亡していることから、申立期間当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1539（事案 234、1286、1403、1448 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

A社B工場における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 52 年 3 月 1 日であるはずだが、同年 2 月 28 日とされているので、これまでに 4 回申立てを行ったが、いずれも認められなかった。

確定申告に伴う還付金が口座に振り込まれた可能性のある夫の通帳は昭和 38 年から使用している。取引履歴の保管期間は 10 年であるため申立期間当時の取引履歴は確認できないとのことだが、原簿所管庁である C 事務センターに記録があると思うので調査してほしい。

また、第三者委員会が照会した上司はA社B工場の前の職場であるD社に勤務していたときの上司である。A社B工場の上司及び同社に提出した私の退職願について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格喪失日は昭和 52 年 2 月 28 日であることが確認でき、企業年金連合会が管理している同社に係る厚生年金基金加入員台帳に記載された申立人の厚生年金基金の資格喪失日も同日であることが確認できること、ii) 職業安定所が管理している同社に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人の離職日は同年 2 月 27 日とされているところ、厚生年金保険では制度上、被保険者資格喪失日は退職日（離職日）の翌日となることから、両記録は一致しており不自然な点は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 4 月 8 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、自身の退職日を手帳に記載したとする上司及び同僚の

名前、当時の源泉徴収票を提出した確定申告時の還付金を受領した銀行名を挙げて、記録訂正の申立てを行ったが、i) 申立人の退職日を手帳に記載したとする上司は既に死亡しているため、当時の状況は確認できないこと、ii) 申立人が主張している銀行に確認したが、取引履歴の保管期間は10年間であるため申立期間当時の履歴は確認できないこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚はA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿に見当たらないため、当時の状況が確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年8月3日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立人は、確定申告に伴う還付金が口座に振り込まれた記憶があるとして口座番号と共に退職時に事務の引継ぎを行った同僚の氏名を挙げて申立てを行ったが、i) E銀行F事務センターに照会したところ、申立人から提出された口座番号は申立期間当時未開設である上、取引履歴の保管期間が10年であるため、申立期間当時の取引履歴が確認できないこと、ii) A社B工場の関連会社及び統合先の会社にも照会を行ったが、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できなかったこと、iii) 申立人と事務の引継ぎを行った同僚の証言から、申立人の資格喪失日が昭和52年2月28日であることに不自然さやうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成24年2月1日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

前回、申立人は、確定申告に伴う還付金が口座に振り込まれた可能性のある夫の口座番号と申立期間当時の国民年金保険料領収証書を提出するとともに、その前回の調査において同僚が、「申立人は給料の締日より1日程度長く勤務していた。」と供述していることをもってあつせんではないかとの理由で申立てを行ったが、i) E銀行における取引履歴の保管期間は10年であることから申立期間当時の取引履歴は確認できなかったこと、ii) 申立期間に係る国民年金保険料を納付していないのは厚生年金保険の被保険者期間であったからであるとしているものの、G市に照会したが申立期間当時の国民年金記録は保管されていないため、当時の状況は確認できなかったこと、iii) 同僚からの上記供述は申立期間に申立人が勤務していたこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことを供述したものではない上、当時のA社B工場の給料の締日は25日であったと考えられ、同僚の供述から判断して、申立人の資格喪失日が昭和52年2月28日であることに不自然さやうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成24年7月19日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、確定申告に伴う還付金が振り込まれた可能性のある夫の口座の通帳は昭和38年から使用していること、口座の入出金の記録などを

管理している原簿所管庁はC事務センターであったこと、及びA社B工場の上司と同社における申立人の退職願について調査してほしいとして申立てを行っている。

しかし、C事務センターは、組織再編によりF事務センター（現在は、E銀行F事務センター）に統合されていることから、同事務センターに照会したところ、C事務センターにおける記録は全てE銀行F事務センターに移管されており、当該口座番号の口座開設日は昭和 57 年 7 月 5 日であり、申立期間当時は未開設である旨回答を得た。

また、申立人は、当委員会がA社B工場の上司として照会を行った上司は、同社に勤務する前の職場であるD社に勤務していたときの上司であり、A社B工場の上司について調査してほしいとしているが、申立人は同社の上司の名前を記憶していない。そこで、申立人の退職時に引継ぎを行った同僚が記憶している上司に照会したところ、申立人を記憶していなかった。また、当該上司から名前の挙がった別の上司にも照会したが、申立人のことは知らないとの回答があり、当時の状況は確認できなかった。

さらに、A社B工場における申立人の退職願についても調査してほしいとしているが、A社B工場の後継事業所及びA社本社の後継事業所は、申立期間当時の関係資料は保管していないため、確認することができない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。